

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和1年6月27日(2019.6.27)

【公開番号】特開2018-141869(P2018-141869A)

【公開日】平成30年9月13日(2018.9.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-035

【出願番号】特願2017-35816(P2017-35816)

【国際特許分類】

G 0 3 G 9/08 (2006.01)

G 0 3 G 15/20 (2006.01)

G 0 3 G 15/01 (2006.01)

G 0 3 G 9/09 (2006.01)

【F I】

G 0 3 G 9/08

G 0 3 G 15/20 5 1 0

G 0 3 G 15/01 J

G 0 3 G 9/08 3 9 1

G 0 3 G 9/08 3 6 1

G 0 3 G 9/08 3 6 8

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月21日(2019.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

現像剤と、

潜像が形成される像担持体と、

前記像担持体上を帯電させる帯電部材と、

帯電された前記像担持体上に潜像を結像する露光部と、

前記現像剤を担持し、前記像担持体の前記潜像を現像して現像剤像とする現像剤担持体と、

前記現像剤像を、前記像担持体から、接着剤層が形成された記録媒体の、前記接着剤層の接着面に転写する転写部と、

前記現像剤像を定着する定着装置と

を有し、

前記現像剤の融点温度(T1/2)が、

129.6 T1/2 149.4

の範囲にあり、且つゲル分率が、

8.1% ゲル分率 57.1%

の範囲にある

ことを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記現像剤は、蛍光着色剤又は蛍光増白剤を含有することを特徴とする請求項1記載の画像形成装置。

【請求項3】

蛍光白現像剤の見かけ密度は、0.55～0.60 g / cm³であり、前記蛍光白現像剤を除く前記蛍光着色剤又は蛍光増白剤を含有する現像剤の見かけ密度は、0.34～0.36 g / cm³であることを特徴とする請求項2記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記蛍光白現像剤の着色剤は、酸化チタンと蛍光増白剤であることを特徴とする請求項3記載の画像形成装置。

【請求項5】

前記転写部は、前記現像剤像を、前記現像剤担持体からベルト状の中間転写部材に一次転写し、更に前記中間転写部材から記録媒体に二次転写することを特徴とする請求項1から4までの何れか1項に記載の画像形成装置。

【請求項6】

前記ゲル分率は、前記現像剤をTHF溶液に溶解させたときの可溶分から算出することを特徴とする請求項1から5までの何れか一項に記載の画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明による画像形成装置は、現像剤と、潜像が形成される像担持体と、前記像担持体上を帯電させる帯電部材と、帯電された前記像担持体上に潜像を結像する露光部と、前記現像剤を担持し、前記像担持体の前記潜像を現像して現像剤像とする現像剤担持体と、前記現像剤像を、前記像担持体から、接着剤層が形成された記録媒体の、前記接着剤層の接着面に転写する転写部と、前記現像剤像を定着する定着装置とを有し、

前記現像剤の融点温度(T1/2)が、129.6 T1/2 149.4
の範囲にあり、且つゲル分率が、8.1% ゲル分率 57.1%
の範囲にあることを特徴とする。